

【令和8年度児童扶養手当現状届に関するお知らせ】
児童扶養手当を受給されている方のうち、
令和7年12月31日時点で
19歳～22歳のお子様を育てている皆様へ

令和7年度税制改正により新設された
特定親族特別控除は
児童扶養手当の所得の算定にも適用されます。

1. 特定親族特別控除の概要

令和7年12月31日時点で、下記の条件◆をすべて満たす親族と
生計を一にしている場合、所得控除を受けられます。
◆年齢**19歳以上22歳以下** ◆合計所得金額が**58万円超123万円以下**

児童扶養手当については、**令和9年1月支給分**以降の手当額の算定から適用されます。控除が適切に反映されないと正しい手当額が算定できない場合があります。

2. 現況届提出時の注意点

特定親族特別控除を受けている方は、
現況届を提出する際、
控除 特定親族特別控除
の欄に控除を受けた額を
必ずご記入ください。

※控除額については、マイナポータルや6月頃に送付される住民税決定通知書等で確認できます。ご不明なことがありましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

控 除	③ 障害者控除
	③④ 寡婦控除・ひとり親控除（請求者が母又は父の場合は控除しない。）、勤労学生控除等
	③⑤ 雑損控除
	③⑥ 医療費控除
	③⑦ 小規模企業共済等掛金控除
	③⑧ 配偶者特別控除
	③⑨ 特定親族特別控除
	④⑩ 地方税法附則第6条第1項による免除（肉用牛の売却による事業所得）